省　令

○法務省令第四十四号

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）及び非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十四年政令第百九十七号）の施行に伴い、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十日

法務大臣　滝　実

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第六条中「第九条第二項第五号」を「第五条第二項第五号」に改める。

第九条第一項中「（法人にあっては、名称又は商号）」を「又は名称」に改める。

第十条中「第十条第一号」を「第六条第一号」に改める。

第十五条中「第十一条」を「第七条」に改める。

第十六条中「第十三条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第十七条第二項第一号中「申請人の氏名」の下に「又は名称」を加え、「（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）」を削り、同項第四号中「掲げる者」を「規定する者」に改め、「対象となる者の氏名」の下に「又は名称」を加え、「（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）」を削る。

第二十三条第一項中「第九条第二項各号」を「第五条第二項各号」に改め、同条第二項第一号中「第十条第二号」を「第六条第二号」に改め、同項第二号中「第十条第三号」を「第六条第三号」に改める。

第二十四条中「第十七条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第三十二条第二項中「までに掲げる者」を「までに規定する者、同条第一項第十号に規定する職務代行者、法第四条第二項第二号若しくは第三号に規定する者」に、「掲げる者、令第四条第二号若しくは第六条第二号に規定する職務代行者又は令第五条第二項第二号若しくは第三号に掲げる者」を「規定する者若しくは同条第十号に規定する職務代行者」に改める。

第三十三条第一項中「第十七条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同条第三項中「第十六条」を「第十一条」に改める。

附　則

この省令は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。